

氷見市農業委員会 定例総会議事録

(令和5年度 4月度)

- 1 日 時 令和5年4月5日(水)
開会：午後3時00分
閉会：午後4時05分
- 2 場 所 氷見市庁舎議事堂 全員協議会室
- 3 出席委員 10名
2番 中葉 隆 3番 道淵 登 4番 上出 義美
5番 西塚 信司 6番 田中 昭一 10番 田中 利男
11番 嵐 浩由 12番 扇谷 俊彦 14番 岩上 茂
15番 松原 邦夫
- 4 欠席委員 5名
1番 山下 裕 7番 吉田 武嗣 8番 宮木 克幸
9番 小澤 幹夫 13番 山下 茂昭
- 5 議 題 第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について
第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について
意見を付する件
第3号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更について
第4号議題 賃借料情報の提供について
第5号議題 農作業標準料金の決定について
- 6 報 告 報告第1号 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）について
- 7 職務のため出席した事務局等職員
6名
局長 長谷川 智弘 主任 西山 直樹 事務員 池田 幸代
事務員 川田 安広
市長部局から
農林畜産課 課長補佐 山下 弥奈江 主事 西東 悠貴

8 総会の概要

(事務局) ただいまから、令和5年度4月度定例総会を開催いたします。
はじめに、会長から挨拶がございます。

(会長) 挨拶 (略)

(事務局) それでは、昨年7月以来になりますが、農業委員会憲章の朗読を西塚委員の主唱により、皆様でお願いいたします。

……………農業委員会憲章の朗読……………

(事務局) 次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第4条により、会長が務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

□議長(会長) それでは、本日の総会に付議する案件は、
第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について
第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について
意見を付する件
第3号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更について
第4号議題 賃借料情報の提供について
第5号議題 農作業標準料金の決定について
であります。

また、報告事項として
報告第1号 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断(非農地認定)について

であります。

□議長(会長) 本日は、山下裕委員、宮木委員、小澤委員、山下茂昭委員から欠席の報告を受けており、また、吉田委員については、まだ到着しておりませんが、在任委員15名中10名と過半数の出席により、総会は成立していることを報告いたします。

□議長(会長) これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、松原委員、岩上委員をお願いいたします。

□議長（会長） それでは、第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定についてにつきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） （趣旨説明の後、農林畜産課より説明）

第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定についてにつきまして、ご説明いたします。今月の利用権設定は、相対設定分と中間管理機構分の利用集積計画であります。

番号1～——の借受人の氏名、面積を確認

以上、総合計で——筆、設定面積——㎡を、——名の貸し手から利用権の設定を受けるものとなっています。

なお、これらの案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事者等の各要件を満たしていると考えます。よろしく願いいたします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。なお、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定についてにつきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件2件につきまして、ご説明いたします。

農地法第4条の許可申請は、土地の所有者本人が農地を農地以外のものに転用する場合、第5条の許可申請は、所有者以外への所有権移転、使用貸借権設定、賃貸借権設定を伴う場合に行うものです。

なお、許可基準につきましては、後ほど説明させていただきます。
今回の案件は、2件ともに第5条申請となっております。

番号1、地区は——です。
譲受人は愛知県**——番地（氏名**）、
譲渡人は氷見市**——番地（氏名**）、
申請地は、氷見市**——番、——番、申請書において地目は登記、
現況ともに田、現地は耕作されていない状況でした。
申請面積は——m²、転用目的が——です。
農地区分は第3種農地です。

番号2、地区は——です。
譲受人は高岡市**——番地（氏名**）、
譲渡人は氷見市**——番地（氏名**）、
申請地は、氷見市**——番、申請書において地目は登記、現況とも
に田、現地は田として利用されている状況でした。
申請面積は——m²、転用目的が——です。
農地区分は第1種農地です。

引き続き、許可基準について説明。

では、今回付された案件2件につきまして、原案のとおり進達してよ
ろしいか、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願ひしま
す。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第2号議題 農地法
第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につ
きまして、原案のとおり許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長（会長） 次に、第3号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更についてにつ
きまして、事務局の説明を求めます。

(事務局)

(趣旨説明の後、農林畜産課(事務局併任職員)より説明)

第3号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更についてにつきまして、ご説明いたします。

農振除外とは、農業振興地域の中で、かつ農用地区域内にある農地はそのままでは転用行為ができないため、農用地区域内の土地の確保及び農業振興施策の推進等に著しい支障を及ぼすことのない範囲で、農用地以外の用途に転用することを目的として農用地区域からの除外を行うものです。

番号1、地区は——です。

願出者は氷見市**——番地(氏名**）、

対象地は、氷見市**——番、——番、申請書において地目は登記、現況ともに田、現地は畑として利用されている状況でした。

対象地の面積は——m²です。

農用地区域でしかできない理由として、譲受人は、現在市外のアパートに居住していますが、令和**年**月に婚姻し、現在の住まいでは手狭になったことから住宅を新築することにしました。隣接する妻の実家には現在、妻の曾祖母、祖父母、両親、妹の6人が居住しており、お互いに面倒を見ることが出来るように今回の計画になったとのことです。

番号2、地区は——です。

願出者は氷見市**——番地(氏名**）、

対象地は、氷見市**——番、——番、申請書において地目は登記、現況ともに田、現地は畑として利用されている状況でした。

対象地の面積は——m²です。

農用地区域でしかできない理由として、譲受人夫婦は現在、対象地に隣接する実家で両親と同居していますが、昨年子供が生まれたことで手狭になってきました。対象地が実家に近いことで子育てを協力してもらいやすいこと、小学校が近いこと通学にも非常に便利であることからなっております。

番号3、地区は——です。

願出者は氷見市**——番地（氏名**）外——名、

対象地は、氷見市**——番 外——筆、申請書において地目は登記、
現況ともに田、現地は耕作されていない状況でした。

対象地の面積は——㎡です。

農用地区域でしかできない理由として、賃借人である事業者は、氷見市が目指す再生可能エネルギーによる「環境にやさしい循環型社会の形成」の実現のために氷見市・民間企業との共同出資により設立されたものです。氷見市では地球温暖化対策の推進に関する法律の規定によって地方公共団体実行計画を策定し、地域脱炭素促進事業の促進区域として対象地を含む区域を指定しましたが、令和5年度の国の補助金の公募要件を満たす太陽光発電設置面積を確保できる見込みのある場所が対象地しかなかったためとなっております。また、この計画を策定するに当たり、太陽光発電施設には環境に配慮する必要項目があり、環境の自然的構成要素の良好な状態の保持、生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全、人と自然との豊かな触れ合いの確保、その他特に考慮が必要と判断する事項を適正に保持しなければならないこととなっております。

農用地区域からの除外の基本的な要件として、必要性、規模の妥当性が認められること、周辺農地の営農、利用集積に支障がないこと、土地改良施設の機能に影響がないこと、土地改良事業の事業完了年度の翌年度から起算して8年が経過していることとなっております。

周辺農地の営農、利用集積への影響については位置図より、農地の真ん中などではなく、宅地など既存の除外地に接続していることをご確認いただければと思います。

では、今回付された案件3件につきまして、農業委員会として意見があるかについて、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般**月**日に行われました**委員と該当地区推進委員、事務局員による現地調査につきまして、**委員から報告を受けます。

(**委員) 先般**月**日、私と地区推進委員及び事務局員で現地調査を実施しました、その結果について報告いたします。

今回の案件3件につきまして、隣接地との境界が確定されており、排水路、周辺農地への影響に問題がないことを確認しました。

また、隣接農地のある番号2と3は隣接農地耕作者からの同意を得られており、3件ともに「氷見市土地改良区」からの同意も得られております。

以上、今回の案件3件は、原案のとおり除外はやむを得ないものであると判断したことをご報告いたします。

□議長(会長) 事務局の説明と**委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問があればお願いします。

(**委員) 番号3の案件についてですが、太陽光発電施設設置について、地域住民に説明をしたうえ、了解を得てやっているのか。また、この地域の河川は、昨年の大雨の際も氾濫しかけており、地域の一部が浸水想定区域に入っていることから自然災害の危険性もあり、地域住民への説明もなしに工事を進めてよいのか。

(事務局) そもそも工事は始まっておりません。工事をするに当たり、国が定めた基準があります。騒音による影響、水の濁りによる影響、重要な地形及び地質への影響、土地の安定性への影響、反射光による影響、動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響、植物の重要な種及び重要な群落への影響、地域を特徴づける生態系への影響、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響、富山県水源地域保全条例関係、土壤汚染対策法関係、ダイオキシン類対策特別措置法関係、廃棄物処理法関係、農業用ため池の管理及び保全に関する法律関係、これらすべてを考慮した上で計画を策定しなければならないことになっているので、これから計画や工事を進めるに当たって、これらすべてに配慮することが条件となっているので、問題はないと判断しております。

(**委員) 先般の農地委員会で、このような大規模な農振除外については、手続き的なものはどうなっているのか地域住民へ説明をして整理しておかなければ後で問題が起きると私も発言したはずであるが、先ほどからお話を聞いていると、土地所有者のみ了解を得ただけで、地元への説明が不十分なのではないか。

(**委員) 私も先ほどからのお話を伺っていると、事業者や市担当課からの事情説明を聞かないと手続き上、問題があるのかなのか判断ができないため、このまま時間が経過するだけで審議が進まないのではないか。

□議長(会長) では、第3号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更につきまして、番号1と2については変更案のとおり承認し、番号3については預かりとします。その旨、氷見市長に答申することとします。

□議長(会長) 次に、第4号議題 賃借料情報の提供についてにつきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) 第4号議題 賃借料情報の提供についてにつきまして、ご説明いたします。

「賃借料情報」の根拠法令、根拠条文になっておりますのが、農地法第52条になります。

この農地法第52条には「農業委員会は賃借等の動向、その他、情報の提供を行うものとする。」と規定されており、その規定に基づき、情報提供を行うものです。

では、資料20ページをご覧ください。

こちらの賃借料の実績データの基になっているものが、令和4年1月から令和4年12月までの1年間に利用権設定された「利用権設定データ」であります、そのデータを基に積算、集計、作成をいたしました。

この賃借料実績データをご覧のとおり、市内19地区に分けて、それぞれ最高額、最低額、平均額、データ数を出しております。これまでは1級地、2級地、3級地といった振り分けも行っていましたが、昨年度の総会でのご意見を参考に地区ごとのデータに統一しました。

対象データの抽出は、まず始めに令和4年1月から令和4年12月までの間に利用権設定されたデータ1,386件のうち、地目が田で、権利の種類が賃貸借のデータ920件を抽出しました。

次に、この920件の平均額と比較して金額が突出しているものを取り除きました。この金額が突出しているものは平均額の1.7倍より高いものと、0.3倍より安いものとなっております。この賃借料が突出しているために、表から除外したものは57件ありました。

その結果、最終的な対象データが863件となっております。

令和3年が1,258件でしたので、昨年と比較して、395件の減となっております。

なお、賃借料を金額ではなく、物納で納入している田が、420件ありましたが、それらについては、氷見市農協の令和4年産コシヒカリ買い入れ価格により金額算定しており、60kg当たり12,300円と設定しました。昨年は11,000円でしたので60kg当たり1,300円の増となっております。

今後、情報提供の方法としましては、まず、農業委員会事務局や農協の各支所でご覧いただくことが可能であるほか、「広報JAひみし」及び「広報ひみ」の各広報誌への掲載を通じて、情報の提供を行ってまいります。

説明は以上です。原案のとおり、決定、提供してよろしいか、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 異議がないと認め、第4号議題 賃借料情報の提供についてにつきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第5号議題 農作業標準料金の決定についてにつきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第5号議題 農作業標準料金の決定についてにつきまして、ご説明いたします。

資料 2 1 ページをご覧ください。

本来であれば、令和 4 年度の改定から 3 カ年が経過する、令和 7 年度が改定の年度となっておりますが、昨今の農業事情の変化に対応するため、「氷見市農作業標準料金」を、今回、こちらの一覧表のとおり策定いたしました。

適用期間は令和 5 年度から 7 年度までの 3 年間となります。

なお、これらの標準料金は、「農作業受託の促進と農業機械の有効利用を図るための「作業料金」の目安として策定するものであります。

本年の 1 月に富山県農業会議が、令和 5 年度の標準料金を策定しました。そうした県農業会議の金額を参考にし、さらには、JA 氷見市農業機械課から、「大手 3 社の農機具販売価格」などを入手し、これら金額を基に算出いたしました。

また、これまで算出のために用いていた機械の利用面積や目安となる作業時間等の数値に県農業会議が用いているものと差があることが判明し、根拠となる資料も存在しなかったことから、今回これらの数値を県農業会議が用いているものに併せることにしました。

次に、別紙にてお手元にお配りしました、農作業標準料金比較表をご覧ください。昨年との数値の比較については、この比較表のとおりとなっております。今回の増減要素としては、先ほどの数値の修正に加え、燃料費等の資材価格、農業近代化資金の適用利率の上昇等が反映されています。

最後に、情報提供の方法としましては、農業委員会事務局や農協の各支所でご覧いただくことが可能であるほか、「広報ひみ」、「広報 JA ひみし」等の各広報誌への掲載を通じて情報の提供を行ってまいります。

説明は以上です。原案のとおり決定してよろしいか、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 異議がないと認め、第 5 号議題 農作業標準料金の決定についてにつきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 付議案件は以上です。次に、報告事項に移ります。
報告第1号 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）についてにつきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 報告第1号 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）についてにつきまして、ご説明いたします。

資料22ページをご覧ください。

今回、非農地認定の申請のあった2件の一覧表になります。

番号1につきましては農地から山林への地目変更登記申請、番号2につきましては、県営の治山事業による保安林指定のためとなっております。この申請を踏まえて、**月**日に農業委員と地区推進委員の各3名ずつで現地調査を実施しました。その結果、2件とも非農地であることを確認しましたので、申請人に宛て非農地であることの認定通知書を発送する予定としております。

報告は以上です。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、質問があればお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、説明を了承いたします。

以上で本日の案件は、全て終了しました。

これで、氷見市農業委員会4月度定例総会を終了します。

・その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年4月5日

議 長

署名委員

署名委員